

令和5年度 東京都立白鷗高等学校・附属中学校いじめ防止基本方針

5 白鷗高第365号

令和5年5月25日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す。
- (3) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上と、組織的対応力を高める。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携した取り組みを強化する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、法及び条例の定める基本方針にのっとり、保護者・地域・児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止や早期発見、早期対応、重大事態への迅速かつ的確な対応

イ 所掌事項

○いじめの未然防止及び早期発見

○いじめ、もしくはいじめが疑われる事案発生時の早期対応、解決、重大事態への対応等

○教職員への研修

ウ 会議

○各学期に1回以上、定期的を開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

○教育相談委員会との連携を図る

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて校長は担任・顧問等、関係職員を招集する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校運営連絡協議会委員として学校の教育活動へ助言するとともに、地域・関係機関としての機能を活用し、学校いじめ対策委員会の支援を行う。

イ 所掌事項

○ 被害生徒及び保護者への状況に応じた支援

○ 加害生徒の健全育成及びその保護者に対する支援

○ それぞれの立場を生かした、学校に対する問題解決の支援

ウ 会議

年3回、学校運営連絡協議会と同日に同協議会終了後に開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、分掌主任、保護者代表、鷗友会代表、後援会代表、地域住民代表、警察関係者、有識者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 集会やホームルーム、学活等での指導を通じた、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
- イ 道徳教育及び人権教育の充実、体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みの推進
- エ 部活動や特別活動を通して望ましい人間関係を形成し、帰属意識や連帯感を深める取り組みの推進
- オ セーフティ教室等、生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- カ 校内研修の充実による、教職員の資質向上

(2) 早期発見のための取組

- ア 各学期に1回、いじめに関する生徒アンケートの実施
- イ 各学期に1回程度、担任と生徒との面談実施
- ウ 第1学年生徒を対象とした年度当初のスクールカウンセラーによる全員面接の実施
- エ 相談室、保健室等の利用の周知
- オ 教職員全体によるいじめに関する情報共有
- カ 教育相談委員会における情報共有と提起

(3) 早期対応のための取組

- ア 迅速かつ確実な報告・連絡・相談が行われるよう、発見教員→生徒部・学年→管理職というラインの周知・徹底
- イ 学校いじめ対策委員会の開催及び速やかな対応策の作成・実行
- ウ 被害生徒に対する、養護教諭による日常的な心身のケア、スクールカウンセラーとの連携による的確なメンタルケア、保護者の心情理解、積極的な連携
- エ 加害生徒との面談、いじめを起こした背景の理解、保護者と連携した発達段階を踏まえた厳しくも心の通った指導
- オ 全教職員による共通理解・観察を前提とした、いじめ情報提供者の安全確保及び秘密の保持

カ 犯罪行為などが疑われる場合の、警察署や児童相談所等への適切な相談

(4) 重大事態への対処

ア 被害の子供に対する、学年等複数の教員による保護

スクールカウンセラーとの面談によるメンタルケア

保護者を交えた話し合いによる、家庭での状況の把握とケア

イ 加害の子供とその保護者に対するケア

学年や発達段階に応じた特別指導（課題学習、自宅謹慎等）

必要に応じた別室での学習等の実施、警察への相談・通報

ウ 必要に応じた学年集会や全校集会等の実施、すべての生徒への働き掛け

エ 学校経営支援センター等、東京都教育委員会への報告・連携

児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

オ いじめ対策緊急保護者会の開催

学校サポートチームの活用

5 教職員研修計画

年に1回以上いじめ防止対策推進法等で示されている取り組みについての校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 各学年の保護者会における、いじめ防止に向けた学校の取組状況報告、協力依頼

(2) ホームページによる、いじめ防止に向けた学校の取組状況に係る情報発信

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会及び学校サポートチーム会議を活用

いじめ防止に向けた学校の取組状況報告・協力依頼

(2) 学校経営支援センター等、東京都教育委員会への的確な時期の報告・連絡・相談

(3) 教育相談センター等が行っている様々な支援策の活用

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめに関する項目を含めた学校評価の活用

(2) 養護教諭、スクールカウンセラー、生徒部、学年等の緊密な連携による、いじめの未然防止、早期発見・早期対応ができる、盤石な組織体制の構築

附則

この規程は、平成26年10月24日から施行する。

附則

この規程は、令和5年5月 日から施行する。